

指定教員養成機関について

1. 趣旨及び経緯

- 昭和24年に現行の教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、大学における教員養成を補完するものとして設けられた制度。(教育職員免許法第5条第1項、別表第1備考第2号の3及び第3号、別表第2の2備考第2号)
- 大学以外の機関においても、文部科学大臣が教員養成機関として指定を行うことにより、教員養成をすることを可能とするもの。
- 一方、大学における養成の原則の観点から、教員養成数が不十分な場合に限り指定を行うものとされている。(教育職員免許法施行規則(以下、「規則」という。)第28条)

※昭和55年の養護教諭養成のための教員養成機関の指定を最後に、平成16年までは新たな指定を行ってこなかったが、平成16年度に栄養教諭が新たに創設されたことに伴い、十分な数の栄養教諭を確保する観点から、6つの機関に対して指定を行っている。

2. 制度の内容

(1) 対象となる教員(規則第27条)

- ①小・中学校、特別支援学校、幼稚園の教諭(二種免許状)
- ②養護教諭(一種免許状・二種免許状)
- ③栄養教諭(一種免許状・二種免許状)

(2) 指定の対象(規則第29条)

国(国立大学法人を含む)、地方公共団体(公立大学法人を含む)又は学校法人が設置する教員養成機関

(3) 指定の条件(免許法施行規則第28条)

- ①大学における養成が不十分な場合、かつ
- ②認定課程を有する大学に附置されるか、大学の指導と承認の下に運営

(4) 指定の手続(免許法施行規則第30条)

申請書に、指導大学の意見書を添えて文部科学大臣に提出

(5) 卒業の要件(免許法施行規則第31条の2)

2年以上在学し、62単位以上修得すること

3. 教員養成機関数（平成22年5月現在）

設置者	幼稚園	小学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	課程数合計
国立	0	0	1	6	0	7
公立	0	0	0	1	0	1
私立	43	2	0	1	11	57
合計	30	2	1	8	10	48（機関数）

※特別支援学校については、制度創設時より、旧盲学校の指定のみ。

※「合計」は機関数。一機関で複数の課程を置く場合があるため、各学校種の合計と一致しない。

4. 指定教員養成機関の課題及び対応方針

- 教員養成機関の指定にあたって、中央教育審議会への諮問を要しないため、教育課程及び教員組織（専任教員の教育研究業績の審査を含む。）等の専門家による審査・確認が行われていない。
- また、指定後において、教育課程、生徒定員の変更に当たって文部科学大臣の承認を必要とするものの、実地視察等による教職課程の運営状況等の確認は行われていない。
- これらのことから、教員養成の質的水準の向上を図るため、大学における教職課程実地視察に準じて、教員養成部会により、指定教員養成機関についても実地視察を行うこととする。

【教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第百四十七号）】

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

別表第一

備考

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

【教育職員免許法施行規則（昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号）】

第四章 教員養成機関の指定

第二十七条 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに免許法 別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関に対する文部科学大臣の指定に関しては、この章の定めるところによる。

第二十八条 前条の指定は、大学の課程における前条に掲げる学校の教員、養護教諭又は栄養教諭の養成数が、不十分な場合に限り、行うものとする。

2 前条の教員養成機関は、大学（当該教員の養成課程を有するものに限るものとし、養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。この章中以下同じ。）に附置されるか又は大学の指導と承認のもとに運営されなければならない。

第二十九条 第二十七条の指定は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条の規定による学校法人又は同法第六十四条第四項の規定による法人が設置する教員養成機関について行うものとする。

第三十条 第二十七条の教員養成機関の指定を受けようとするときは、その設置者は、次の事項を記載した申請書を、これに指導と承認を受けようとする大学の意見書を添え、文部科学大臣に提出しなければならない。

一～十三 （略）

第三十一条 指定を受けた教員養成機関（以下「指定教員養成機関」という。）の設置者は、前条第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に申請してその承認を受けなければならない。

2 指定教員養成機関の設置者は、前条第一号から第三号まで、第七号若しくは第九号に掲げる事項を変更しようとするとき又は指定教員養成機関を廃止しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

第三十一条の二 免許法 別表第一備考第二号の三に規定する教員養成機関及び免許法 別表第二の養護教諭の二種免許状のイの項の養護教諭養成機関に係る卒業の要件は、当該教員養成機関又は養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

指定教員養成機関一覧

参考

平成23年6月1日現在

○指定養護教諭養成機関

養護教諭一種免許状

No.	機関名	学科	入学定員	修業年限	指導大学名
1	北海道教育大学	養護教諭特別別科	40	1年	
2	山形大学	養護教諭特別別科	40	1年	
3	新潟大学	養護教諭特別別科	50	1年	
4	金沢大学	養護教諭特別別科	40	1年	
5	岡山大学	養護教諭特別別科	40	1年	
6	熊本大学	養護教諭特別別科	40	1年	
7	富山県立総合衛生学院	保健学科	25	1年	富山大学

養護教諭二種免許状

No.	機関名	学科	入学定員	修業年限	指導大学名
1	横浜高等教育専門学校	養護科	50	2年	横浜国立大学

○指定教員養成機関

幼稚園教諭二種免許状

No.	機関名	学科	入学定員	修業年限	指導大学名
1	釧路専門学校	こども環境科	50	2年	北海道教育大学
2	東奥保育・福祉専門学院	保育士・幼稚園教員養成専門課程保育科	50	2年	弘前大学
3	専修大学北上福祉教育専門学校	教育・社会福祉専門課程保育科	50	2年	岩手大学
4	高崎保育専門学校	幼稚園教諭保育士専門課程幼稚園教諭保育士養成科	85	2年	群馬大学
5	越谷保育専門学校	教育・社会福祉専門課程幼稚園教諭保育士養成学科（第一部）	100	2年	十文字学園女子大学
		教育・社会福祉専門課程幼稚園教諭保育士養成学科（第二部）	50	3年	
6	千葉女子専門学校	幼児教育専門課程保育科	100	2年	千葉大学
7	愛国学園保育専門学校	保育・介護福祉専門課程幼児教育科	50	2年	国立音楽大学
8	蒲田保育専門学校	幼稚園教諭・保育士養成科	80	2年	お茶の水女子大学
9	彰栄保育福祉専門学校	教員養成専門課程保育科	120	2年	東京学芸大学
10	東京保育専門学校	保育科（第一部）	100	2年	お茶の水女子大学
		保育科（第二部）	50	3年	
11	淑徳幼児教育専門学校	幼児教育学科	200 (150)	2年	お茶の水女子大学
12	東京教育専門学校	教員養成専門課程幼稚園教諭・保育士養成科	150	2年	東京学芸大学
13	道灌山学園保育福祉専門学校	保育専門課程幼稚園教員・保育士養成科第Ⅰ部	100	2年	お茶の水女子大学
		保育専門課程幼稚園教員・保育士養成科第Ⅱ部	50	3年	
		保育専門課程幼稚園教員養成科第Ⅱ部	50	2年	

14	竹早教員保育士養成所	幼児教育専門課程幼稚園教員・保育士科	120	2年	東京学芸大学
15	草苑保育専門学校	保育専門課程幼稚園教員・保育士養成科	100	2年	青山学院大学
16	玉成保育専門学校	保育専門課程保育学科	50	2年	お茶の水女子大学
17	聖徳大学幼児教育専門学校	教員養成専門課程（第一部）保育科	105	2年	東京学芸大学
		教員養成専門課程（第二部）保育科	35	3年	
18	聖心女子専門学校	保育専門課程保育科	50	2年	聖心女子大学
19	横浜高等教育専門学校	専門課程児童科保育課程	50	2年	横浜国立大学
		児童科初等課程	50	2年	
20	聖ヶ丘教育福祉専門学校	教育・社会福祉専門課程幼稚園教員・保育士養成科（第一部）	80	2年	横浜国立大学
		教育・社会福祉専門課程幼稚園教員・保育士養成科（第二部）	80	3年	
21	高岡第一学園幼稚園教諭・保育士養成所	教育社会福祉専門課程幼児教育科	60	2年	富山大学
22	文化学園長野専門学校	保育科	50	2年	信州大学
23	名古屋文化学園保育専門学校	保育科幼稚園教員保育士コース（第一部）	100	2年	愛知教育大学
		保育科幼稚園教員保育士コース（第二部）	50	3年	
24	名古屋芸術大学保育・福祉専門学校	保育科（第一部）	50	2年	愛知教育大学
		保育科（第二部）	25	3年	
25	大阪教育福祉専門学校	幼児教育科（第一部）幼児教育コース	100	2年	大阪教育大学
		幼児教育科（第二部）	50	3年	
		幼教科（第二部）	20	2年	
26	箕面学園福祉保育専門学校	教育・社会福祉専門課程保育科	50	2年	大阪教育大学
27	関西保育福祉専門学校	保育専門課程保育科	100	2年	神戸大学
28	奈良保育学院	教育保育専門課程保育科	50	2年	奈良教育大学
29	北九州保育福祉専門学校	教育専門課程幼児教育科	100	2年	福岡教育大学
30	福岡教員養成所	児童教育科幼児教育課程（第一部）	120	2年	福岡教育大学
		児童教育科幼児教育課程（第二部）	120	3年	
		児童教育科初等教育課程	40	2年	

※淑徳幼児教育専門学校の入学定員の（ ）内の数字は、幼稚園教諭養成数を示す。

小学校教諭二種免許状

No.	機関名	学科	入学定員	修業年限	指導大学名
1	横浜高等教育専門学校	児童科初等課程	50	2年	横浜国立大学
2	福岡教員養成所	児童教育科初等教育課程	40	2年	福岡教育大学

特別支援学校自立教科(理療)教諭一種免許状

No.	機関名	学科	入学定員	修業年限	指導大学名
1	筑波大学	理療科教員養成施設	20	2年	

栄養教諭一種免許状

No.	機関名	学科	入学定員	修業年限	指導大学名
1	東京栄養食糧専門学校	栄養専門課程管理栄養士科	40	4年	昭和女子大学
2	二葉栄養専門学校	栄養専門課程管理栄養士学科	40	4年	東京学芸大学
3	京都栄養医療専門学校	衛生専門課程管理栄養士科	40	4年	佛教大学

栄養教諭二種免許状

No.	機関名	学科	入学定員	修業年限	指導大学名
1	晃陽看護栄養専門学校	専門課程栄養士学科	50	2年	群馬大学
2	東京栄養食糧専門学校	栄養専門課程栄養士科	260	2年	昭和女子大学
3	悠久山栄養調理専門学校	栄養士科	40	3年	新潟大学
4	京都栄養医療専門学校	衛生専門課程栄養士科	120	2年	佛教大学
5	大手前栄養学院専門学校	衛生専門課程管理栄養学科	80	4年	大阪教育大学
		衛生専門課程栄養学科	80	2年	
6	辻学園栄養専門学校	栄養士専門課程栄養士学科	160	2年	大阪教育大学
7	今村学園ライセンスアカデミー	衛生課程栄養士科	35	2年	鹿児島大学

※在学生はいるが、指定の取り消し、又は、教員養成機関の廃止を予定しているものを除く。

●指定教員養成機関における免許種別養成数

免許種	入学定員数	機関数	学科数
養護教諭一種免許状	275	7	7
養護教諭二種免許状	50	1	1
幼稚園教諭二種免許状	3,240	30	43
小学校教諭二種免許状	90	2	2
特別支援学校 自立教科(理療)教諭一種免許状	20	1	1
栄養教諭一種免許状	120	3	3
栄養教諭二種免許状	825	7	8
合計	4,620	48	63

※機関数、学科数の合計は、実数を示す。

指定教員養成機関実地視察規程（案）

平成24年〇月〇〇日
教員養成部会決定

1 趣旨

- (1) 教員の免許状授与の所要資格に関する指定教員養成機関の課程（以下「教職課程」という。）の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、指定教員養成機関に対して、実地視察を行う。
- (2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。

2 実地視察方法

- (1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に準じて、主として次の点に留意しながら、当該指定教員養成機関が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。
 - ① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等
 - ② 教育課程及び履修方法
 - ③ 教員組織
 - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
 - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
 - ⑥ 学則
 - ⑦ 生徒の教員への就職状況
 - ⑧ 大学の指導状況（大学に附置されている指定教員養成機関を除く。）
- (2) 実地視察は教員養成部会（以下「部会」という。）及び課程認定委員会（以下「委員会」という。）に属する委員並びに文部科学省組織規則第34条に規定する視学委員（教職課程に関する専門的な知見を有する者に限る。）（以下これらを総称して「委員」という。）2名以上（うち1名以上は委員会の委員）で分担して行う。
- (3) 実地視察を行う委員は部会長が定める。
- (4) 委員は利害関係のある指定教員養成機関の実地視察はできない。
- (5) 実地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。
- (6) 部会長は、実地視察を予定している指定教員養成機関に対し、あらかじめ、実地視察調査表を提出させ、実地視察の日時及び視察事項について通知する。また、実地視察の際は、当該指定教員養成機関に対し、関係書類を用意させることができる。
- (7) 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

3 報告書の作成及び公表

- (1) 実地視察の結果については、委員及び担当官により、報告書を作成する。
- (2) 報告書は部会に提出し、了承を経た後公表し、実地視察を行った指定教員養成機関及び指導大学に送付する。
- (3) 報告書をもとに、教育委員会や学生、保護者等が、当該指定教員養成機関の教職課程の特色や内容等を理解できるものとなるよう工夫し、文部科学省ホームページにおいて実地視察の結果を公表する。

4 指定の取消についての意見

実地視察を行った指定教員養成機関の教職課程が認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該指定教員養成機関の指定の取消についての意見を述べることができる。

5 その他

- (1) この規程は平成24年度から適用する。
- (2) この規程に定めるもののほか、実地視察に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。